

那覇市HACCP制度実施検証事業 実施確認の流れ

＜実施確認の流れ＞

- ①申請書受付(申請内容確認)→②施設確認依頼→③日程調整→
④現場確認※営業施設調査票のチェックも同時に行う(確認目安30分程度)→
⑤調査内容報告→⑥保健所確認→⑦確認済証交付(郵送)→
⑧施設情報公開

【担当】①、②、⑥、⑧:那覇市保健所

③～⑤、⑦:沖縄県食品衛生協会

＜事業者からのアドバイスを求められた場合＞

・HACCPに関すること

【原則】基準を満たす判断として、手引書を実践できるように助言する。

→個別の質問を受けた場合

1)管理方法への質問

事業者が活用している手引書に記載のある該当項目を読み合わせ、実施すべき内容を助言する。その際には、「なぜこの項目を管理する必要があるのか」を明確にし、「いつ」「どのように」「問題があったときどうするか」の記載があり、それを実践することを確認する。解決策については、事業者が自発的に考えるように助言する。

※個別の管理基準等についての問い合わせは、保健所を案内する。

2)HACCP制度そのもの／罰則等の質問

指導員資料のQ&Aを活用して説明する。個別具体的な質問については、保健所に問い合わせるように促す。

3)記録方法・検証方法についての質問

「○」をつけるのが目的ではなく、ヒヤリハット(×)を確認して改善することが目的であることを助言する。記載されている問題点について、複数回同じ内容が続くようであれば、保健所へ相談するように促す。

・施設基準に関すること

→ 営業許可に関わる部分なので、保健所に問い合わせるように返答する。

・一般衛生管理に関すること

→「食品衛生監視票の評価の考え方」を確認しながら、足りない項目をアドバイスする。

那覇市HACCP制度実施検証事業 チェック表

年 月 日	受理者 (店舗対応者)		／ 26 点
-------------	----------------	--	--------

施設名			
施設所在地			
営業の種類 (業種)			
使用している 手引書等			
確認日		確認者 (担当指導員)	

NO	項目	説明	点数	小計
1	衛生管理計画を作成している (4点満点)	☐ 衛生管理計画を作成している【2点】 ☐ 一部作成しているが、改善する必要がある【1点】 ☐ 作成していない【0点】		
		☐ 作成した衛生管理計画は、スタッフと確認済である【2点】 (※上の欄の衛生管理計画を作成していない場合は0点)		
2	必要に応じて手順書を作成している (6点満点)	【基本】 日常的な衛生管理が必要な施設設備や機械器具の使用 方法の手順、製造・加工・調理・運搬・貯蔵・販売等の手順が示さ れている。 ☐ 手順書を全部作っている、手引書の手順書を使用している、 手順書がない理由が適切である【4点】 ☐ 手順書を一部作成している(一部作成されていないものがある、 作成された手順書に一部改善の余地がある等)【2点】 ☐ 手順書を作成していない又は手引書に掲載された手順書を用 いていない【0点】		
		☐ 手引き書の内容に沿った手順書に従い適切に実施している 【2点】		

NO	項目	説明	点数	小計
3	食品取扱者等に教育訓練を実施している (8点満点)	☐ 手引き書の内容に沿った教育訓練を、適切に実施している【4点】 ☐ 一部の対象者に実施している【2点】 ☐ 実施していない【0点】		
		☐ 手引き書の内容に沿い、教育訓練の頻度は適切である【2点】 (※効果や検証の頻度については施設の状況に応じて判断すること)		
		☐ 手引き書の内容に沿い、教育訓練の効果について定期的に検証を行い、見直しを行っている【2点】(※効果や検証の頻度については施設の状況に応じて判断すること)		
4	衛生管理の実施状況を記録し、保存している (4点満点)	☐ 手引き書の内容に沿い衛生管理の実施状況を記録している【2点】 ☐ 手引き書の内容に沿い衛生管理の実施状況を記録をしているが、一部不備がある【1点】		
		☐ 記録が適切な期間保存されている【2点】		
5	効果を検証し、計画・手順書を見直している (4点満点)	☐ 手引き書の内容に沿い、衛生管理計画の効果を検証し、必要に応じて見直しをしている【2点】		
		☐ 手順書を作成している場合には、手順書の見直しを行っている【2点】		

【注意事項】

- ・確認証の交付条件は、合計16点以上かつ、1～5の各項目で0点が無いこと
- ・No.1、No.3、No.4「(全部)実施している」＝最低でも75%以上、「一部」75%未満、営業していないなどの正当な理由がある場合は、計算から除外する。
- ・No.3、No.5 教育訓練の効果の検証や見直しの「頻度」が記載されていない場合は、最低年1回程度実施していることとする。効果の確認方法は問わず、適切に実施されていれば良い

第 号

那 覇 市 H A C C P 制 度 確 認 証

申請者住所

氏 名

那覇市HACCP制度実施検証事業に関する実施要領に従い、下記の内容で
HACCPの実施を確認したことを証する。

記

1. 営業の種類
2. 営業所の名称、屋号または称号
3. 営業所の所在地
4. HACCPの種別、使用している手引書(規格)
5. 初回確認年月日

確認日			
確認印			

一般社団法人 沖縄県食品衛生協会

会長 佐久本 武